平成２９年（フ）第４５８号
神奈川県平塚市老松町２番21―404号　ハイネスプラザ杉山
債務者　野渡　淳宏
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５０２号
神奈川県厚木市戸室３丁目８番28号　Ｌａ　Ｓｏｌａｎａ　206
債務者　榎園　弘美
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５１３号
千葉県野田市山崎1411番地の４　ＭＹＪマンション401
債務者　金坂　哲夫
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５２１号
千葉県野田市清水745番地の１　シエルコリーヌ102
債務者　廣瀬　靖夫
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５２２号
千葉県野田市清水745番地の１　シエルコリーヌ102
債務者　廣瀬　美幸
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５４６号
千葉県野田市野田636番地の３　ロイヤルステージ野田Ⅰ―605号室
債務者　齊藤　正二
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５６２号
千葉県柏市松葉町７丁目20番地９
債務者　瀧田　真子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７０号
千葉県柏市あけぼの５丁目３番30号
債務者　坂井　友則
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７４号
千葉県野田市尾崎998番地　マリアージュ201号
債務者　中村　衣里
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４８０号
神奈川県小田原市下堀35番地の６
債務者　大木　友美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８３号
神奈川県秦野市千村１丁目13番５号
債務者　大髙　康男
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８９号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目13番26号
債務者　植松明日香
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５０６号
神奈川県厚木市寿町３―４―20　ステュディオ21　201号室、住民票上の住所神奈川県愛甲郡愛川町田代1632番地の３
債務者　市川　宏幸
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３３６号
名古屋市守山区八反３番８号　エムズルネス203号、申立時の住所愛知県春日井市柏原町３丁目76番地１
債務者　佐久間須恵子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７００９号
東京都板橋区高島平３丁目２―13
債務者　鈴木　　亮
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０１８号
東京都荒川区南千住５丁目42―４―102
債務者　岡固　メリージェーンこと　オカコ　メリー　ジェーン　パウネル
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部